

平成19年1月29日 開会
平成19年1月29日 閉会
(平成19年第1回臨時会)

南丹市議会会議録

南丹市議会事務局

南丹市告示第9号

平成19年第1回（1月）南丹市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成19年1月22日

南丹市長 佐々木稔納

記

1. 期 日 平成19年1月29日

2. 場 所 南丹市議会議場

3. 付議事件

- (1) 平成18年度南丹市日吉地区情報通信基盤整備事業光ケーブル引込工事請負契約について
- (2) 平成18年度南丹市地域情報基盤整備事業美山地区情報基盤整備工事（伝送路工事）請負契約の変更について
- (3) 平成18年度南丹市日吉地区情報通信基盤整備事業伝送路等整備工事請負契約の変更について
- (4) 平成18年度美山地区情報基盤整備事業（センター整備工事）請負契約の変更について

○開会日に応招した議員

仲 絹 枝	大 西 一 三	高 野 美 好
森 爲 次	川 勝 眞 一	末 武 徹
橋 本 尊 文	仲 村 学	中 川 幸 朗
小 中 昭	川 勝 儀 昭	藤 井 日 出 夫
矢 野 康 弘	森 嘉 三	外 田 誠
片 山 誠 治	中 井 榮 樹	面 村 則 夫
井 尻 治	村 田 憲 一	松 尾 武 治
八 木 眞	谷 義 治	吉 田 繁 治
村 田 正 夫	高 橋 芳 治	

○応招しなかった議員

な し

平成19年第1回 南丹市議会臨時会会議録

平成19年1月29日（月曜日）

議事日程

平成19年1月29日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第1号から議案第4号まで (市長提出)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第1号 平成18年度南丹市日吉地区情報通信基盤整備事業光ケーブル引込
工事請負契約について (市長提出)
議案第2号 平成18年度南丹市地域情報基盤整備事業美山地区情報基盤整備工
事（伝送路工事）請負契約の変更について (市長提出)
議案第3号 平成18年度南丹市日吉地区情報通信基盤整備事業伝送路等整備工
事請負契約の変更について (市長提出)
議案第4号 平成18年度美山地区情報基盤整備事業（センター整備工事）請負
契約の変更について (市長提出)
-

出席議員（26名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 仲 絹 枝 | 2番 大 面 一 三 | 3番 高 野 美 好 |
| 4番 森 爲 次 | 5番 川 勝 眞 一 | 6番 末 武 徹 |
| 7番 橋 本 尊 文 | 8番 仲 村 学 | 9番 中 川 幸 朗 |
| 10番 小 中 昭 | 11番 川 勝 儀 昭 | 12番 藤 井 日出夫 |
| 13番 矢 野 康 弘 | 14番 森 嘉 三 | 15番 外 田 誠 |
| 16番 片 山 誠 治 | 17番 中 井 榮 樹 | 18番 西 村 則 夫 |
| 19番 井 尻 治 | 20番 村 田 憲 一 | 21番 松 尾 武 治 |
| 22番 八 木 眞 | 23番 谷 義 治 | 24番 吉 田 繁 治 |
| 25番 村 田 正 夫 | 26番 高 橋 芳 治 | |
-

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	勝山秀良	課長補佐	森雅克
係長	西村和代	主事	井上美由紀

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐々木稔納	助役	仲村脩
助役	岸上吉治	教育長	牧野修
参与	國府正典	参与	浅野敏昭
参与	中島三夫	総務部長	塩貝悟
事業部長	松田清孝	企画情報課長	小寺貞明
監理課長	井上秀雄	園部支所長職務代理者	山内明
		園部支所地域総務課長	

午前10時00分開会

○議長（高橋 芳治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は26名であります。

これより、平成19年第1回南丹市議会臨時会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋 芳治君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は6番、末武徹議員、18番、西村則夫議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（高橋 芳治君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ご異議なしと認めて、さよう決めます。

日程第3 議案第1号から議案第4号まで

○議長（高橋 芳治君） 次に、日程第3「議案第1号から議案第4号まで」を一括して

議題といたします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。

それでは、ただいま上程いただきました議案第1号から議案第4号の議決を求める件について、ご説明申し上げます。

まず、議案第1号、平成18年度南丹市日吉地区情報通信基盤整備事業光ケーブル引込工事請負契約についてであります。本事業は平成18年度に総務省の「地域情報通信基盤整備推進交付金事業」の採択を受け、先に実施しております日吉町地域の伝送路等整備工事で整備しております主要幹線の光ケーブルから、引込工事対象戸数2,366戸のうち、加入申し込みのあった家庭や事業所に、光ケーブルを引き込むために実施するものであります。

当該工事につきましては、去る平成18年12月27日、指名業者10社による指名競争入札に付し、9,368万3,100円で株式会社かんでんエンジニアリング京都支店支店長、塚本正文氏が落札しました。工事期間は議会の議決のあった翌日から平成19年3月30日までとなっております。この契約を締結するために、地方自治法第96条第1項第5号及び南丹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第2号、平成18年度南丹市地域情報基盤整備事業美山地区情報基盤整備工事（伝送路工事）請負契約の変更についてであります。平成18年8月臨時議会におきまして議決をいただきましたが、当初設計には美山町地域から日吉町・園部町地域へ接続するルートについて検討中であったため含めておらず、検討の中では当初、原峠を経由して接続する計画で進めてまいりました。しかしながらルート距離が長く、埋設が必要な箇所もあり、冬季には管理していくのが大変困難でありますので、京都府と協議し、神楽坂トンネルを利用していくことのできることを了承いただきました。この接続ルートの決定に伴い、伝送路工事の追加整備を行うため、契約金額1億7,850万円を558万2,850円増額し、1億8,408万2,850円に契約を変更するとともに、その工事及び通信試験に日数が必要となることから、工期を平成19年2月26日から平成19年3月26日に変更することとし、地方自治法第96条第1項第5号及び議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第3号、平成18年度南丹市日吉地区情報通信基盤整備事業伝送路等整備工事請負契約の変更についてであります。平成18年11月臨時議会において議決をいただきましたが、当初設計では日吉支所に設置するサブセンターの非常用電源に既設の発電設備等を使用することといたしておりましたが、調査の結果、電気回路の容量等により、回路を別に設ける必要が生じました。伝送路につきましても関西電力及びN T T

の電柱に共架の申請を行っておりましたが、電柱の強度不足により、260本程度が不許可となったことや、天若トンネルの利用承認が得られないなど、自営柱や掘削による地下埋設の箇所を増加する必要が生じております。また、インターネットの外部委託によるサブセンターの通信設備の強化を行う必要があり、非常用電源設備及び伝送路と合わせて追加整備を行うため、契約金額2億7,576万1,500円を3,364万9,350円増額し、3億941万850円に変更するとともに、その工事及び通信試験に日数が必要となることから、工期を平成19年3月10日から平成19年3月26日に変更することとし、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第4号、平成18年度美山地区情報基盤整備事業（センター整備工事）請負契約の変更についてであります。平成18年11月臨時議会において議決をいただきましたが、南丹市情報センター側でインターネットに接続していく方法を外部委託していくことで、運営経費の節減を図ることとなったところですが、その接続のために新たな機器整備の必要が生じ、また全体のネットワーク設定についても、一体的に進めていかなければならないため、全体のネットワーク設定を行う本事業の中でネットワーク機器を追加整備していくものであります。

契約金額については、1億5,645万円を1,401万8,550円増額し、1億7,046万8,550円に契約を変更するとともに、その機器設定、通信試験に日数が必要となることから、工期を平成19年3月10日から平成19年3月26日に変更することとし、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、何とぞご審議をいただき、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 提案理由の説明が終了しました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はございません。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第1号から議案第4号までについては、お手元配布の議案付託表その1のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

なお、この間、総務常任委員会が全協室で開催されますので、委員各位はお集まり願います。

午前 10 時 10 分休憩

.....

午前 10 時 30 分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

これより常任委員長の審査報告を求めます。

谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（谷 義治君） 皆さん、ご苦労さんでございます。

休憩中に総務常任委員会を開催いたしまして、付託されました4議案につきまして審議いたしました。その経過なり結果について、ご報告を申し上げたいと存じます。

いずれの議案につきましても慎重審議、それぞれの委員から質疑がなされたところがございます。時間の関係もありまして省略はさせていただきますが、この本会議再開前に各会派へ持ち帰っていただきまして、議員各位に十分な説明を願ったものとして、この報告をいたしたいと思っております。

特に今回の契約の変更という問題につきまして、もう少し発注前にこういったことが予測されなかったのかどうかというような点などを中心に、審査を行ったところがございます。いろいろ説明を受けたわけでございますけれども、やむを得なかった点もありますけれども、やはり、もう少し慎重な審査というようなものが必要ではなかったかと思われる点もございました。今後におきまして、十分な入札前のチェックを行っていただくことを意見として委員会から申し上げ、審議を終結したところがございます。

提案されました4議案につきましては、全員賛成を以って可決すべきものと決定をみたところがございます。

何とぞご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、総務常任委員会の審査結果報告とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号から議案第4号までを一括して、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高橋 芳治君) 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長(高橋 芳治君) 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

今臨時会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて、平成19年第1回南丹市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 高橋 芳 治

南丹市議会議員 末 武 徹

南丹市議会議員 西 村 則 夫